

薩摩川内市誕生20周年記念市政功労者表彰候補者推薦要領

薩摩川内市誕生20周年記念市政功労者表彰実施要綱に規定する表彰候補者の推薦要領及び範囲は概ね次のとおりとし、年齢については65歳以上（議会議員及び一般篤行者を除く）、年数については平成16年10月12日以降引続き各分野に従事した通算とする。

1 地方自治功労者

- (1) 市政の発展に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 現存する元市長及び元市議会議員、副議長
 - イ 現存する議員歴12年以上の元議会議員
 - ウ 現存する在職8年以上の各行政委員
 - エ 市長を除く現存する元三役
 - オ 行政事務に従事し、その功績が顕著な者
- (2) 消防及び防災業務の推進に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 消防業務に30年以上従事し、その功績が顕著な者
 - イ 消防及び防災業務に従事し、その功績が顕著な者
- (3) 地域振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 地区コミュニティ協議会会長の業務に12年以上従事し、その功績が顕著な者
 - イ 地域コミュニティ業務に従事し、その功績が顕著な者
- (4) 永年にわたり地方自治部門に従事し功績が顕著な者及び団体

2 教育文化功労者

- (1) 学校教育等の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 本市学校教育の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 社会教育等の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア PTA、女性団体等役員の業務に14年以上従事し、その功績が顕著な者
- (3) 文化、芸術、体育等の振興に14年以上貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 文化の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - イ 芸術の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ウ 社会体育の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (4) 永年にわたり教育文化部門に従事し功績が顕著な者及び団体

3 社会福祉功労者

- (1) 社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 民生委員、婦人相談員、家庭相談員等として、20年以上従事し、その功績が顕著な者
 - イ 社会福祉施設等の長として、25年以上従事し、その功績が顕著な者
 - ウ 各クラブ等の社会奉仕団体で社会福祉の向上に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 公衆衛生の向上その他医療事業の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 公衆衛生の向上に貢献し、その功績が顕著な者
 - イ 医師で25年以上医療その他保健事業の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) 交通安全、防犯活動に尽力し、その功績が顕著な者
- (4) 永年にわたり社会福祉部門に従事し功績が顕著な者及び団体

4 産業経済功労者

- (1) 農林水産業の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 農産物の品種改良、経営改善、グループ育成等農業振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - イ 林業及び水産業の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (2) 商工業等の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 商工業を通して地域振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - イ 各種団体等の活動を通して商工業の振興に貢献し、その功績が顕著な者
- (3) その他産業経済の振興に貢献し、その功績が顕著な者
 - ア 同一事業所、事務所等に30年以上勤務し、国・県その他の団体からほう賞された者
- (4) 永年にわたり産業経済部門に従事し功績が顕著な者及び団体

5 一般篤行者

- (1) 市民の師表としてふさわしい篤行がある者
 - ア 市民の師表として世人一般が認める篤行顕著な者
 - イ 郷土の名誉としてその功績が特に顕著な者

6 その他の推薦基準

- (1) 年齢、功績年数基準は、市誕生の記念日である10月12日を基準とする。
- (2) 候補者となれない者は以下のとおりとする。
 - ア 叙勲、褒章の受章者
 - イ 市民表彰、県民表彰の受章者
 - ウ 合併功績による総務大臣表彰受賞者
 - エ 5周年及び10周年での市政功労表彰受賞者
- (3) 市政功労者表彰の複数の部門から推薦があった場合は、功績が最も顕著な部門を選定し推薦の対象とする。